

山口県採用活動効率化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、山口県採用活動効率化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、採用活動の効率化を実施する県内の中小企業者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、県内中小企業者等の人材の確保及び若者の本県への就職・定着の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、中小企業者等とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち知事が認める者
- (3) 中小企業団体等の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
- (4) その他これらに準ずるものとして知事が認める者

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山口県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 交付を申請しようとする年度の翌年度以降の3年度の間において、新規大卒者等の採用を1名以上計画していること。
- (3) やまぐちジョブナビに登録し、求人情報を掲載していること。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (7) 当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助対象経費については、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 採用活動に係る情報管理の効率化に資する経費
- (2) 採用選考の効率化に資する経費
- (3) 採用広報の効率化に資する経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、交付の対象外とする。

- (1) 規則第3条第1項の申請書の提出時において既に着手されている事業
- (2) 同一の年度において既に補助金の交付の決定を受けた者が行う事業
- (3) 過年度において補助金の交付を受けた事業
- (4) 他の補助金等の交付を受けて行われる事業

3 補助金額については、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1社につき10万円を限度とする

4 前項の規定により計算した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途文書で通知する日とする。

(交付の条件)

第7条 知事は、規則第4条に規定する補助金等の交付を決定するときは、補助事業が当該年度の2月末日までに完了することをその条件とする。

2 前項の規定は、規則第4条第3項の規定により条件を追加して付することを妨げるものではない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第8条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の支払請求)

第10条 規則第12条の通知を受けた補助事業者が補助金の支払請求をしようとするときは、別記第4号様式による交付請求書によることとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。